

平成27年

第3回市議会定例会 議案第15号

平成26年度函館市公共下水道事業会計剰余金の処分について  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定  
により，平成26年度函館市公共下水道事業会計で生じた剰余金を下記  
のとおり処分することについて，議会の議決を求める。

平成27年9月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

記

平成26年度函館市公共下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	円 1,557,198,482	円 1,282,057,249	円 1,139,543,220
議会の議決による処分数額	413,891,000		△413,891,000
資本金への組入れ	413,891,000		△413,891,000
条例第7条による処分数額			
処分後残高	1,971,089,482	1,282,057,249	(繰越利益剰余金) 725,652,220

(注) 表中の「条例」は函館市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年函館市条例第51号)  
を指す。

(根拠規定)

地方公営企業法第32条第2項